

# 特定健康診査利用規程

(目的)

**第1条** この規程は、シャープ健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者が、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づく特定健康診査及び特定保健指導を受けることにより、生活習慣病の早期発見と疾病予防および積極的な健康づくりに努めることを目的とする。

(実施医療機関)

**第2条** この特定健康診査の実施医療機関は、集合契約で契約した医療機関に限る。

(資格)

**第3条** この特定健康診査を受けられるのは、次の通りとする。

- (1) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、強制被保険者（従業員）
  - (2) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、任意継続および特例退職被保険者
  - (3) 実施年度末時点で40歳以上74歳以下の、被扶養者である家族
- ただし従業員については労働安全衛生法等に基づく事業主健診を優先する。

(健診の内容)

**第4条** 特定健康診査の内容は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定められたものとする。

(利用手続き)

**第5条** 集合契約で契約した医療機関で特定健康診査を受けようとする時は、「特定健康診査受診券」の発行を組合より受けなければならない。

2. 前項の申し込みを受けたときは、組合は資格を確認したうえ「特定健康診査受診券」を発券する。
3. 特定健康診査を受けようとするときは、前項の「特定健康診査受診券」と被保険者証を提示して、医療機関等の指示に従うものとする。

(費用負担)

**第6条** 組合は特定健康診査に要する費用の負担について次のとおりとする。

2. 組合は特定健康診査に要する費用の負担額について、各年度の事業計画において決定する。
3. 特定健康診査に要する費用が前項で決定した組合の負担額を超えた場合は、その超過した額を自己負担とする。

(利用の制限)

**第7条** 「特定健康診査受診券」を不正使用してはならない。「特定健康診査受診券」を他人に譲渡もしくは貸与する等の事実があったとき、また資格喪失後に「特定健康診査受診券」を使用して受診したときは、この特定健康診査に要した健診費用（詳細項目含む）は、被保険者が負担するものとする。

2. 「特定健康診査受診券」を利用し特定健康診査を受診する場合は、組合が契約する健診代行機関での健診を受診することは認めない。重複が認められた際には、どちらか一方の費用を、被保険者が負担するものとする。

**附 則** この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。